

事務局説明資料

高齢社会における金融サービスのあり方について

平成30年10月11日

金融庁



高齢社会における金融サービスのあり方の検討

1. 高齢社会の現状とリスク

- 長寿化の進展、金融資産の伸び悩み、資産の高齢化
 - ✓ 資産寿命が生命寿命に届かないリスク
 - ✓ 老後不安による過度な節約
 - ✓ 地方から都市部への資産の流出の加速
 - ✓ 家計の資産構成の硬直化

2. 退職世代等の現状

- 多様化の進展とモデルの空洞化
 - ✓ 標準世帯の減少と単身世帯の増加
 - ✓ 持ち家比率の減少
 - ✓ 雇用形態・状況の多様化
 - ✓ 居住地選択の多様化 等

3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

「長寿化の進展」、「資産の高齢化」、「モデルの空洞化」といった問題や、「資産寿命の延伸」といった課題を克服するため、以下のような基本的な考え方が重要となってくるのではないかと

- B to C から C to B のビジネスモデルへの転換
 - ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、デジタル化を生かした顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- 金融・非金融の垣根を越えた連携
 - ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）といった知見の活用や金融以外のサービス主体とも連携したサービスの提供
- 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択
 - ✓ 自らの老後の収入・支出の「見える化」や、金融機関が提供している商品・サービスの「見える化」を通じて、顧客により、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

1. 高齢社会の現状とリスク

<現状>

長寿化の進展

- ✓ 現在60歳の人の約4分の1が95歳まで生きるなど、長寿化が進展

金融資産の伸び悩み

- ✓ 高齢の各世帯が保有する金融純資産は過去20年間横ばい

資産の高齢化

- ✓ 家計金融資産の約3分の2を60歳以上の世帯が保有するなど、資産の高齢化が進展

<リスク>

資産寿命が生命寿命に届かないリスク

- ✓ 長生きした場合、貯蓄を全て取り崩し、公的年金のみによって生活する世帯が増加

老後不安による過度な節約

- ✓ 十分な備えがある世帯であっても、老後の収入・支出が見えない不安から、資産の計画的な取り崩しが進まない

地方から都市部への資産の流出の加速

- ✓ 高齢者が地方で形成した資産が、相続を契機に都市部で生活する相続人へ移転

家計の資産構成の硬直化

- ✓ 認知能力、判断能力の低下等により、資産構成を状況に応じて効果的に変更できない

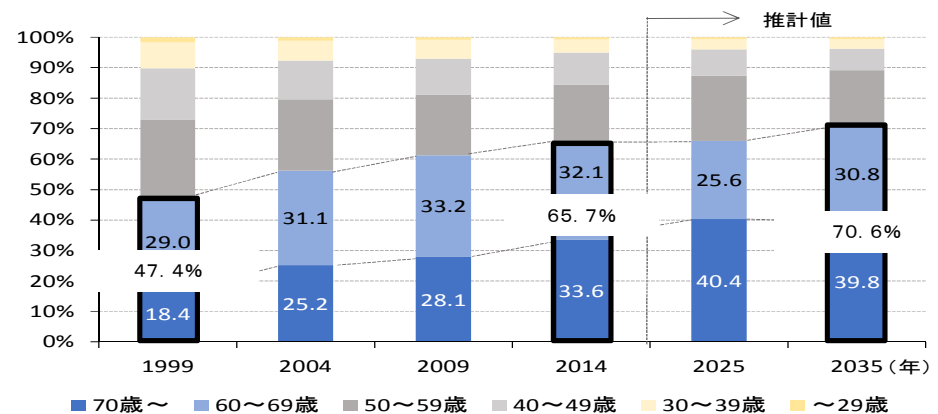
60歳の人のうち各年齢まで生存する人の割合

	2015年推計	1995年推計
80歳	78.1%	67.7%
85歳	64.9%	50.0%
90歳	46.4%	30.6%
95歳	25.3%	14.1%
100歳	8.8%	—

(注)割合は、推計時点の60歳の人口と推計による将来人口との比較。1995年推計では、100歳のみの将来人口は公表されていない

(出典)国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(中位推計)より、金融庁作成

金融資産の年齢階級別割合の推移見込み

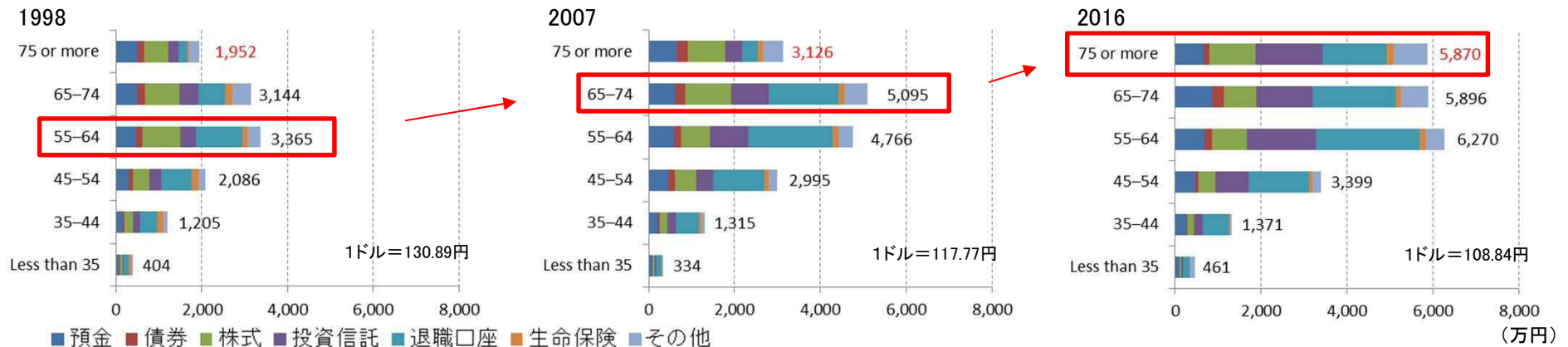


(出典)総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(全国)」より、金融庁作成

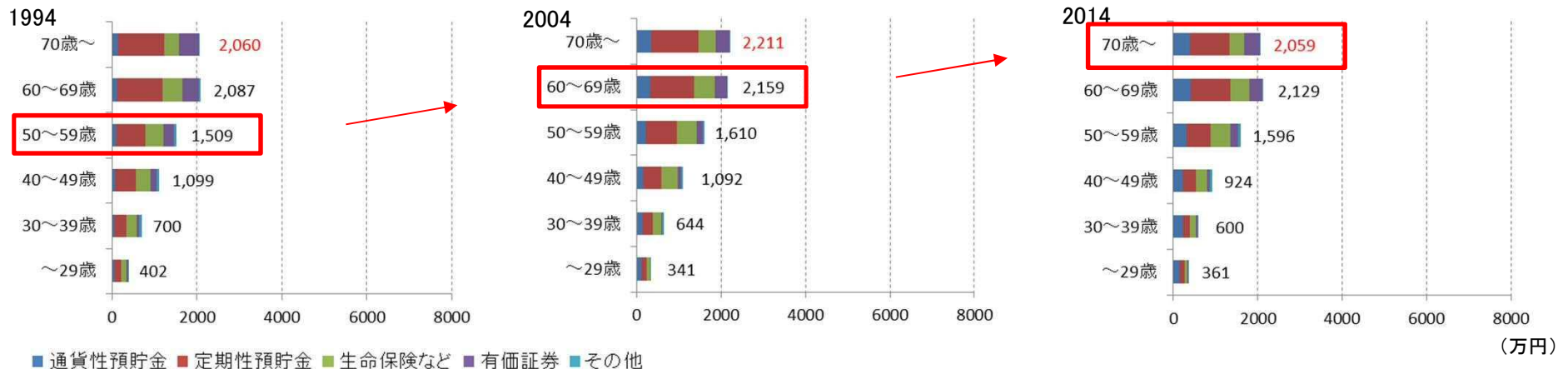
1. 高齢社会の現状とリスク ①日米比較

- 米国は、退職口座(IRA、401k等)、投資信託を中心として、退職後も含め現役時代から資産形成を継続し、退職世代等の金融資産は過去20年で約3倍に増加。
- 日本の家計の金融資産は過去20年間伸びておらず、直近では退職世代等の保有する世帯当たりの金融資産は米国の半分以下

米国における年齢階級別金融資産額の推移(一世帯あたり平均)



日本における年齢階級別金融資産額の推移(一世帯あたり平均)



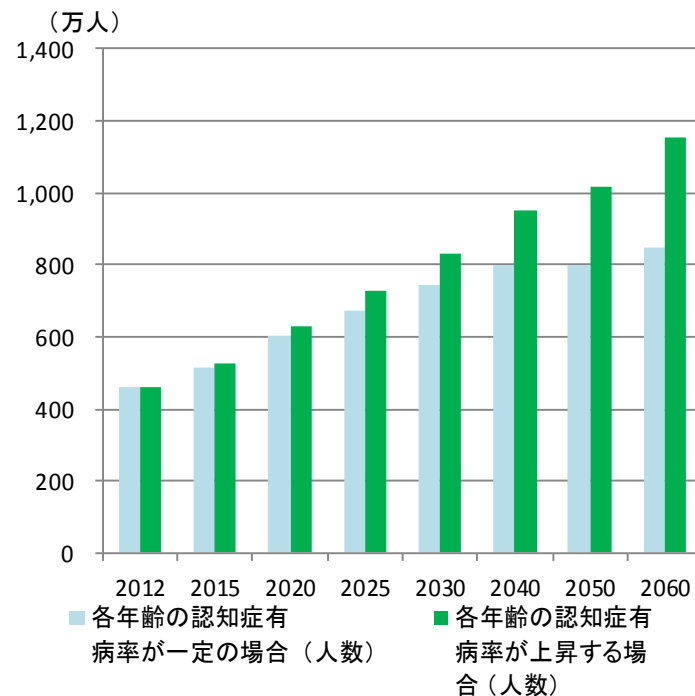
(注) 米国の金融資産額は各年の円ドル相場の平均を用いて円換算

(出典) FRB「Survey of Consumer Finances」、日本銀行「外為為替市況」、総務省「全国消費実態調査」より金融庁作成

1. 高齢社会の現状とリスク ②認知能力の低下

- 2035年には有価証券保有者のうち70歳以上の割合が50%となり、65歳以上の認知症患者の割合も最大で3人に1人となる可能性
- その場合、有価証券全体のうち、15%を認知症患者が保有することとなる可能性

【65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率】



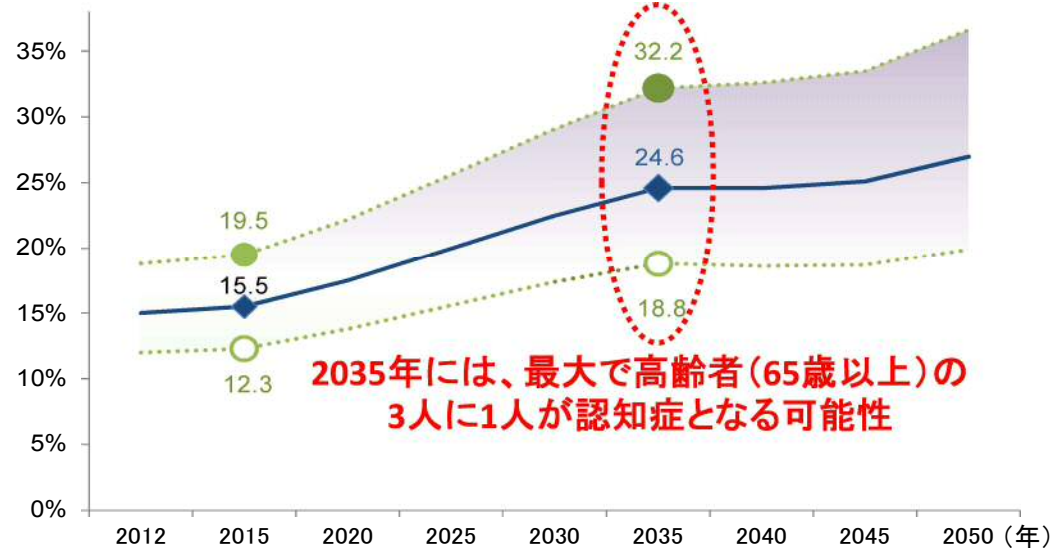
有価証券保有者のうち70歳以上の割合:
50%



65歳以上の認知症の割合:
30%



15%



2035年には、最大で高齢者(65歳以上)の3人に1人が認知症となる可能性

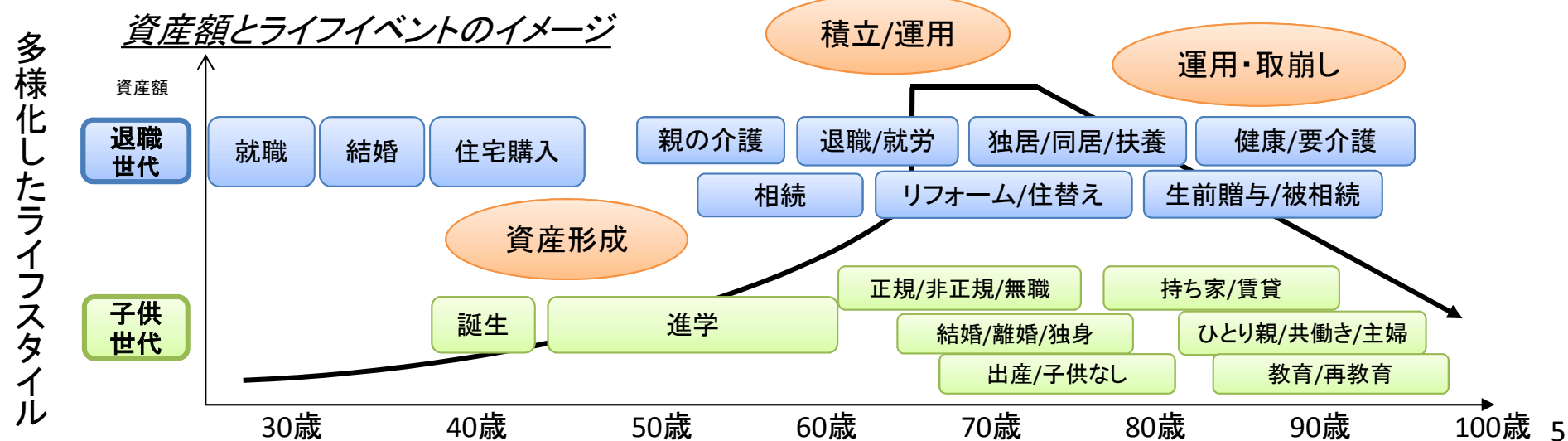
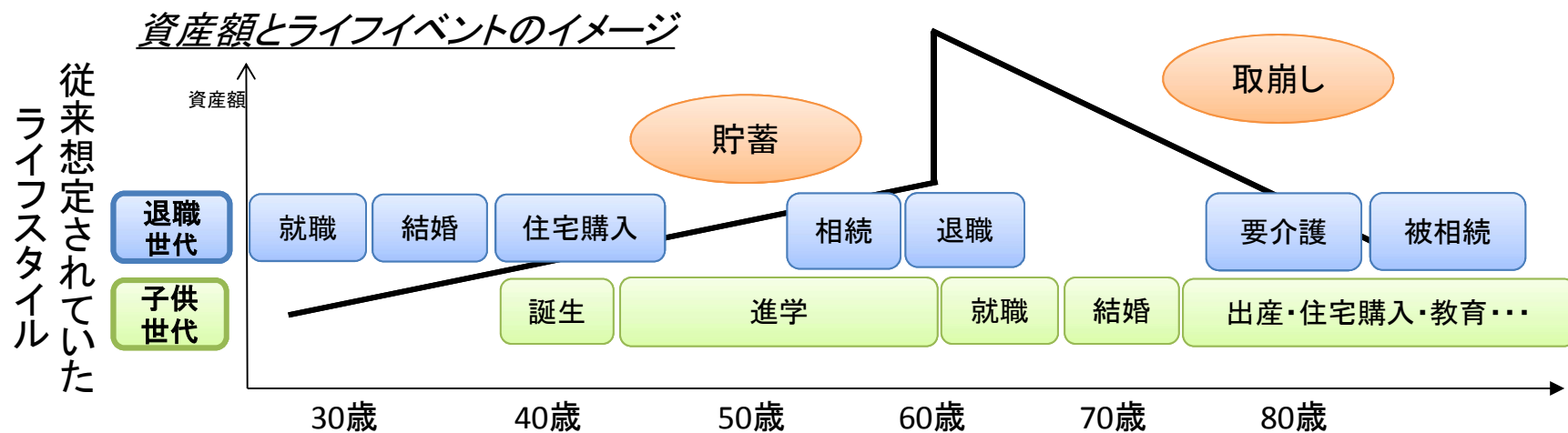
(注) 有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の比率。破線間は95%信頼区間を示す。

(資料) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)

(出典) みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」より、抜粋

2. 退職世代等の現状 ①多様化の進展と「モデルの空洞化」

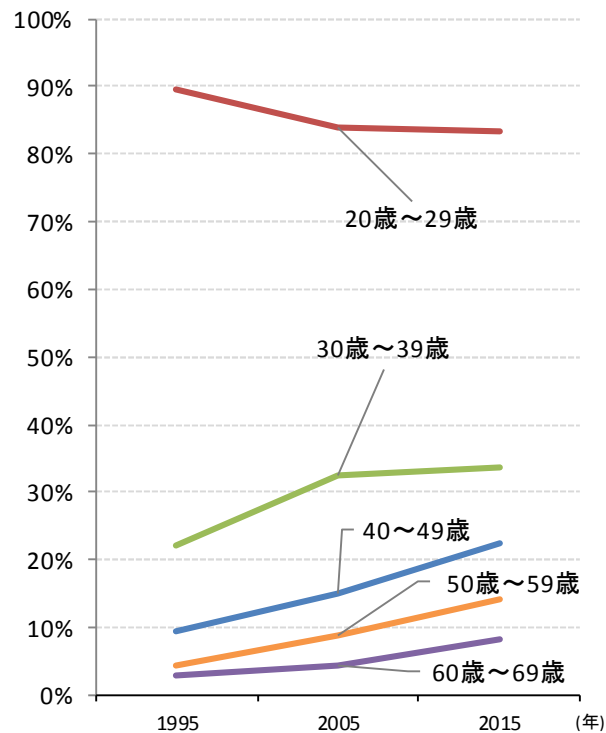
- 長寿化が進展する中、資産・所得、就労、健康、世帯構成等の状況について多様化が進展し、「モデル世帯」が存在しなくなっている（モデルの空洞化）。金融リテラシーの状況も多様
- 金融サービスには、多様化への対応が重要な課題となるのではないか



2. 退職世代等の現状 ②世帯構成・持ち家の状況の多様化

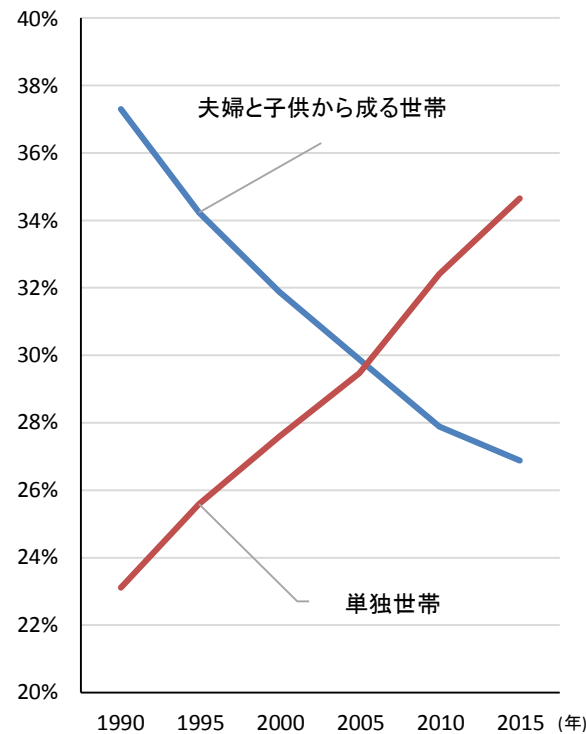
- 未婚率の上昇、夫婦と子供から成る世帯の比率の低下、持ち家比率の低下
→ 結婚し、夫婦子供二人で暮らし、持ち家を持つという、かつて標準的と考えられてきたモデルの空洞化

年齢階級別未婚率の推移



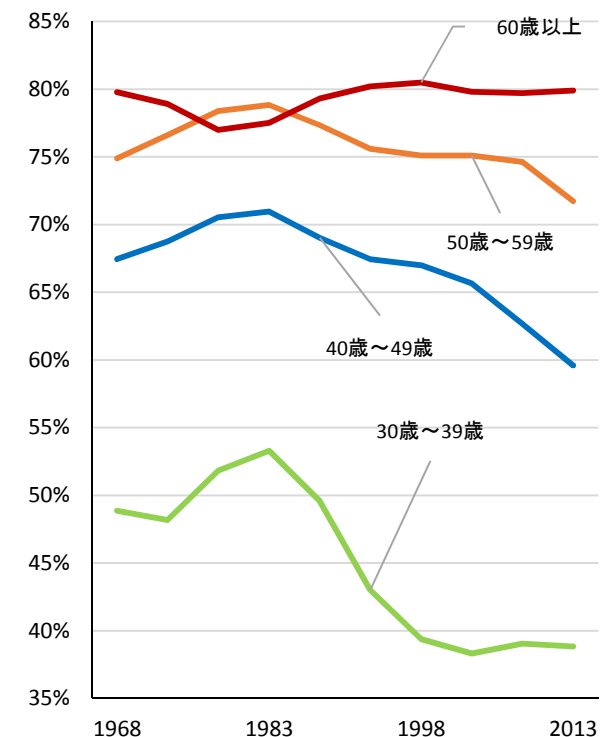
(出典)総務省「国勢調査」より、金融庁作成

夫婦と子供から成る世帯と単独世帯の比率の推移



(注)分母は総世帯数
(出典)総務省「国勢調査」より金融庁作成

年齢階級別持ち家比率の推移

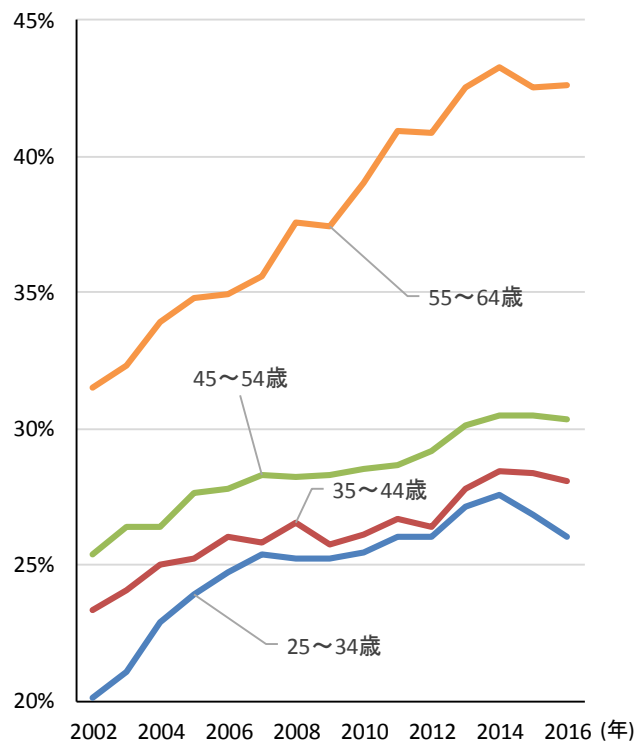


(出典)総務省「住宅・土地統計調査」より、金融庁作成

2. 退職世代等の現状 ③雇用状況・退職給付の状況の多様化

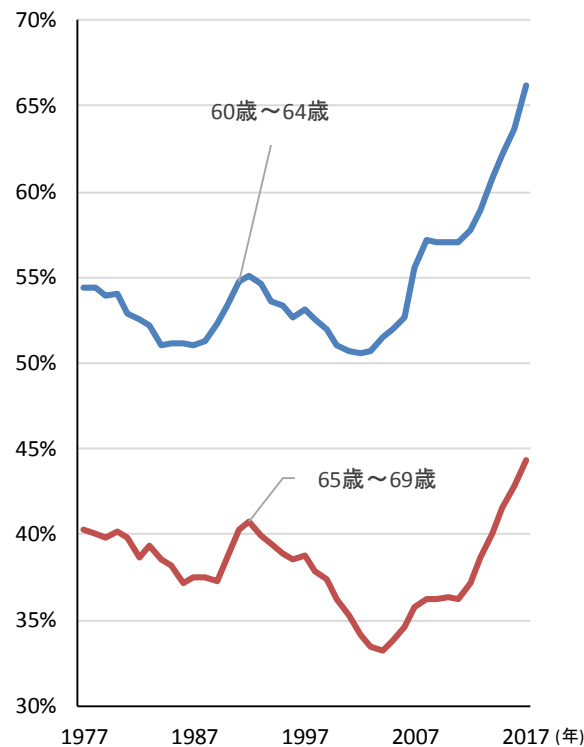
- 非正規雇用比率の上昇、60歳代の就業率の上昇、退職給付額の減少
→ 定年まで正規雇用で働き、その後は退職し、退職金を取り崩しながら生活するというモデルの空洞化

年齢階級別
非正規雇用比率の推移



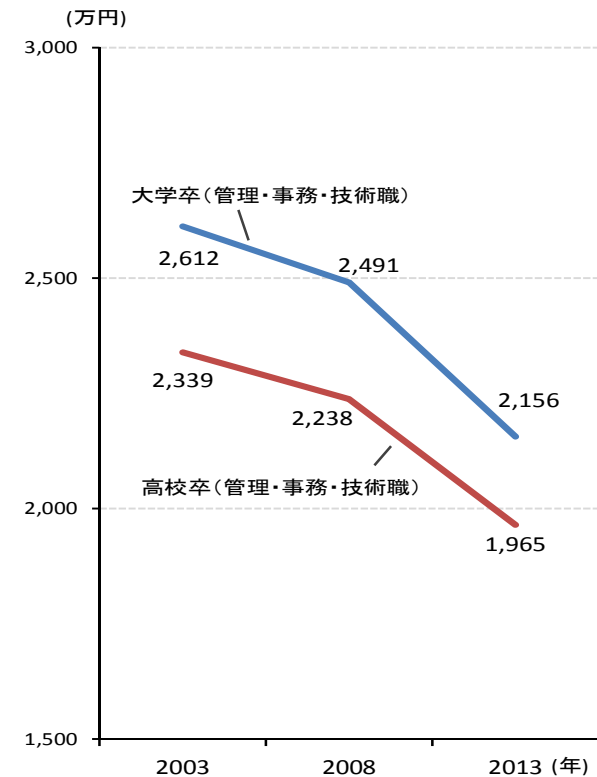
(出典)総務省「労働力調査詳細集計」より、金融庁作成

60歳代の就業率の推移



(出典)総務省「労働力調査」より、金融庁作成

退職給付額の推移

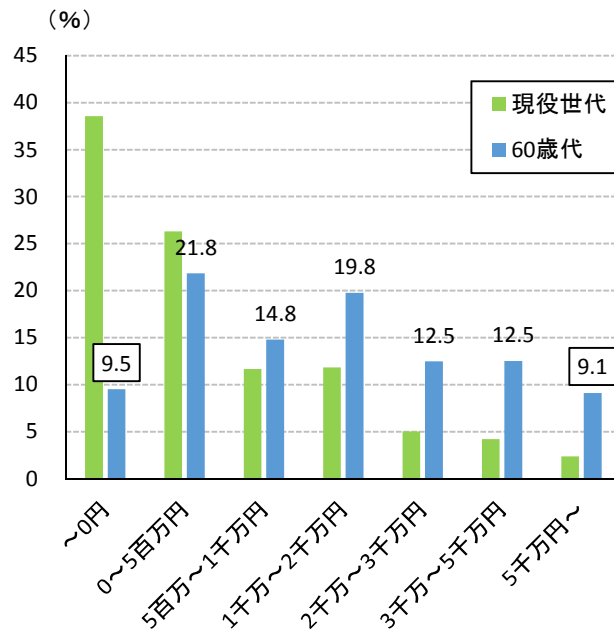


(注)勤続35年以上の退職者
(出典)厚生労働省「就労条件総合調査」より、金融庁作成

2. 退職世代等の現状 ④資産の保有状況

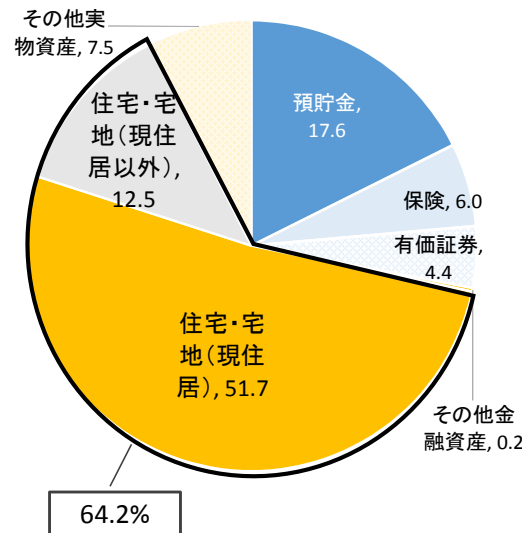
- 退職世代の金融純資産の保有額は現役世代と比べて幅広く分布
- 退職世代の資産全体の6割以上が住宅資産
- 退職世代は現役世代よりも住宅資産を保有している割合が高く、保有している住宅の資産額は現役世代と比べて幅広く分布

現役世代と退職世代の
金融純資産の世帯数分布



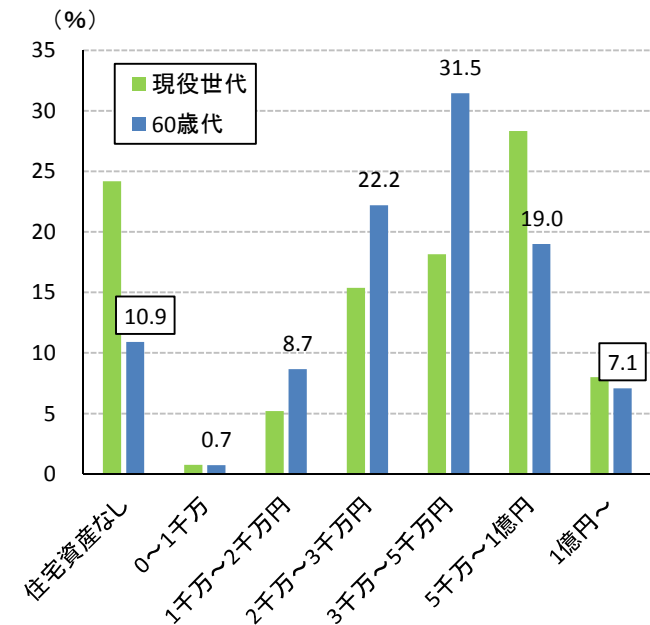
(注) 現役世代は世帯主年齢が59歳以下、退職世代は世帯主年齢が60代の世帯
(出典) 総務省「平成26年全国消費実態調査」の個票データより、金融庁作成(二人以上世帯を単純集計したもの)

世帯主が60代の世帯の
資産構成



(出典) 総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

現役世代と退職世代の
住宅資産額別の世帯数分布

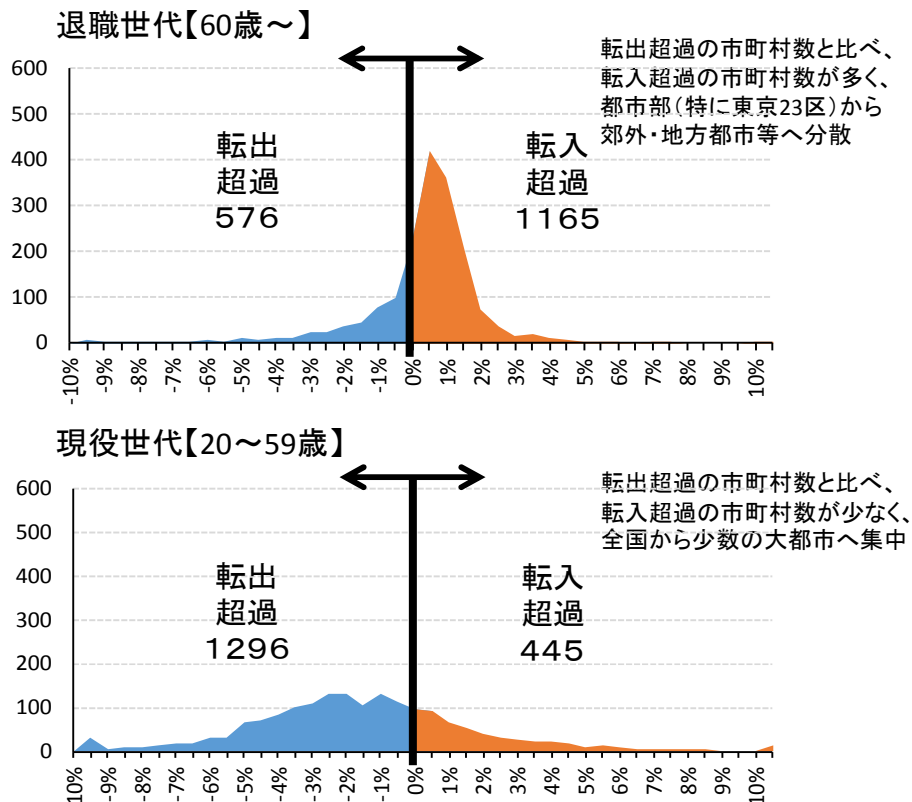


(出典) 総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

2. 退職世代等の現状 ⑤居住地の選択状況

- 全国的に高齢化が進む中、退職世代等は、自らのライフスタイルやニーズ(故郷、生活コスト、医療・交通環境等)を踏まえ大都市から地方都市や郊外への移住、若しくは利便性の高い都市部への移住等、居住地の選択が多様
- 地域ごとに流出入の理由や居住者の属性も様々であり、その多様性に応じた金融サービスの提供が重要

転入者対人口比別の市町村数(2014-2017)



(注) 東京23区はそれぞれ1市町村として計上

(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より、金融庁作成

退職世代等の純転出入者数(2014-2017)

純転入者数上位20市区町村

市区町村名	人数(人)
札幌市	11185
福岡市	3402
千葉市	2201
八王子市	1664
青梅市	1615
相模原市	1498
さいたま市	1479
柏市	1326
仙台市	1259
旭川市	1031
松山市	1013
つくば市	979
金沢市	973
高崎市	952
鹿児島市	950
伊東市	902
大分市	831
日の出町	806
印西市	793
岡山市	776

純転出者数上位20市区町村

市区町村名	人数(人)
世田谷区	3458
大田区	3341
横浜市	3173
杉並区	2850
品川区	2619
練馬区	2399
新宿区	2192
北区	2190
目黒区	2189
中野区	2043
渋谷区	1991
江東区	1981
豊島区	1755
江戸川区	1605
北九州市	1552
文京区	1413
川崎市	1314
墨田区	1262
港区	1241
台東区	1234

(※) 中央区は565人の純転入

3. 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

- 高齢社会における金融サービスのあり方の検討に当たっては、以下の基本的な考え方が重要となってくるのではないか
- こうした取組みを促進するため、例えば、金融業界の取組むべき方向性等についての原則を策定することなどが考えられないか

➤ B to C から C to B のビジネスモデルへの転換

- ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、個々の顧客に合わせた顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- ✓ デジタル化(AIやビッグデータの活用を含む)による顧客ごとの対応の容易化

➤ 金融・非金融の垣根を越えた連携

- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)といった知見の活用
- ✓ 金融ニーズに加えて、非金融ニーズの増加(例・家事代行、見守りサービス等)を踏まえたグループ内外の金融サービス主体や金融以外も含めた地域のサービス主体との連携

➤ 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出の「見える化」を通じた計画的な資産の活用
- ✓ 金融機関が提供している商品・サービスについて退職世代等のどのようなニーズに応えるものが「見える化」が進み、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

4. 検討の視点

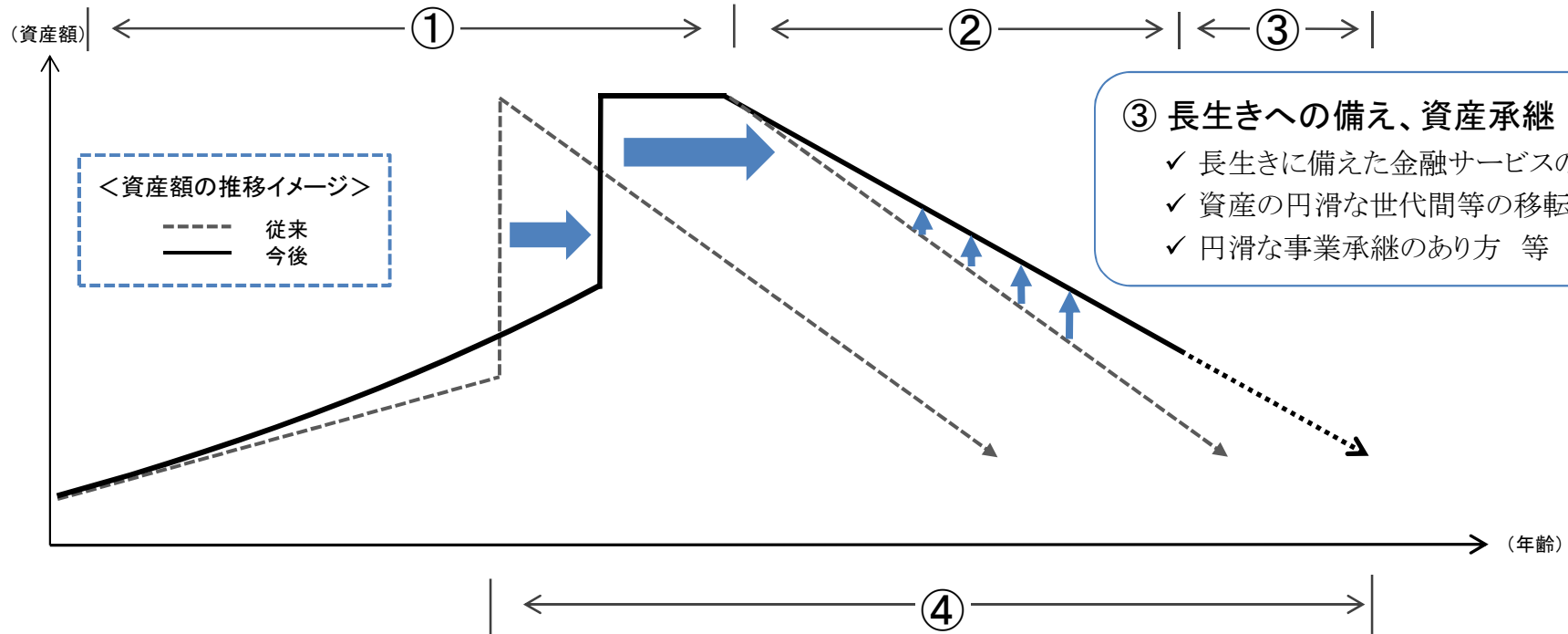
① 就労・積立・運用の継続による所得形成

(勤労収入に加えた財産収入確保の重要性)

- ✓ 退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成のあり方
- ✓ 老後資金の「見える化」のあり方
- ✓ 退職金・企業年金の活用のあり方 等

② 資産の有効活用・取崩し

- ✓ 資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービスのあり方
- ✓ 住み替えや住宅資産の有効活用のあり方 等



③ 長生きへの備え、資産承継

- ✓ 長生きに備えた金融サービスのあり方
- ✓ 資産の円滑な世代間等の移転のあり方
- ✓ 円滑な事業承継のあり方 等

④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジーの進展を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護のあり方
- ✓ 高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手のあり方
- ✓ 成年後見人による資産管理のあり方 等

5. 検討にあたっての指摘 ①就労・積立・運用の継続による所得形成

長寿化が進行する中、就労の継続による勤労収入の確保とともに、それまでに蓄積した資産を有効活用し、財産収入を確保していくことも重要

退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成

- ✓ 退職後も見据え、若いうちからの長期・分散・積立による資産形成を支援する「つみたてNISA」(時限措置)が導入されている。
- ✓ 確定拠出年金(DC)について、企業型では65歳、iDeCoでは60歳以降は拠出できない。また、拠出上限額についても企業型DCが最大で年66万円に止まるなど少額なものとなっている。



- ✓ つみたてNISAが長期・分散・積立の投資の手段として継続的に機能していくよう、20年間という投資期間が確保されることが重要ではないか。
- また、若年世代から退職後まで一貫した資産形成につながる制度の整備が求められるのではないか。
- ✓ 100年時代を見据えた老後のための資産形成には、DC等の拠出可能年齢や拠出上限額等の引上げが考えられないか。

老後資金の「見える化」

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出についての「見える化」が不十分



- ✓ 自らの老後の収入や支出についての「見える化」が進むことや、職場などにおける投資教育を通じて金融リテラシーを高めることが重要ではないか。

退職金・企業年金の活用

- ✓ 退職金や企業年金を退職時に一時金として受け取るケースが多い。しかし、受け取った退職一時金について、効果的な運用がなされていないことなどから、財産収入は少額にとどまっている。

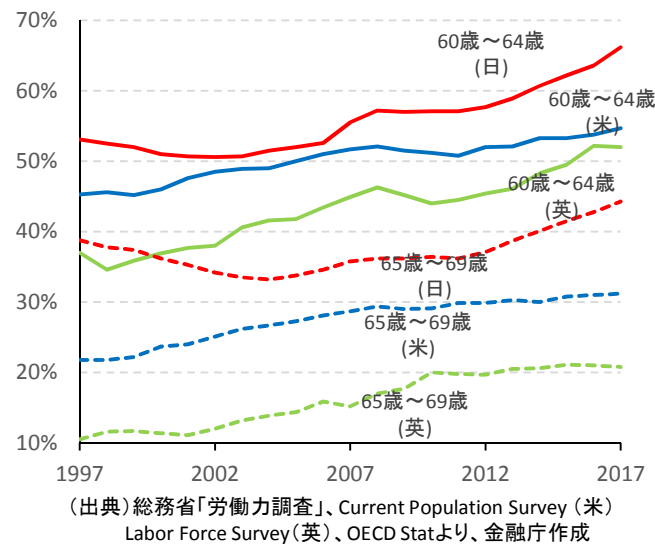


- ✓ 退職金等について、過度にリスクの高い商品や複雑な商品で運用することがないようにしながら、高齢者に相応しい商品・サービスで運用する等の選択肢が考えられないか。

(参考)就労・積立・運用の継続による所得形成

- 我が国の60代の就業率は世界的に高い水準にある一方、企業型DCは65歳、iDeCoは60歳以降拠出できない。
拠出上限額は、例えば、企業型DCでは最大で年66万円に止まる
- 退職金の金額の把握が退職間際に集中しており、老後の運用を検討する時間が十分に確保されていない

各国の60代の就業率の推移



日米英の確定拠出年金の拠出可能年齢・非課税限度額比較

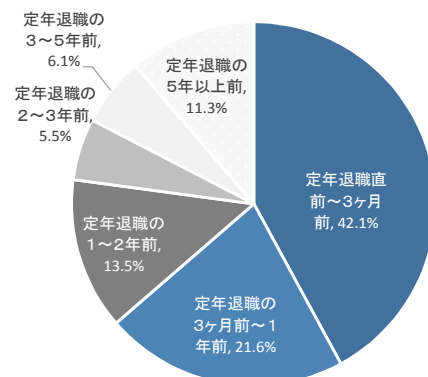
		拠出可能年齢	拠出非課税限度額(年額)	
			会社員	自営業
日本	企業型DC	65歳	最大66万円※1	－
	iDeCo	60歳	最大27.6万円※1	81.6万円※2
米国	401(k)	上限なし※3	50歳未満:5.5万ドル 50歳以上:6.1万ドル	－
	IRA	70.5歳	50歳未満:5千5百ドル	50歳以上:6千5百ドル
英国	企業年金	75歳	4万ポンド	－
	個人年金			4万ポンド

※1 勤務先の企業年金(DBなど)への加入資格有無等により異なる ※2 国民年金基金との合算枠

※3 70.5歳以降、401(k)プランへの加入はできなくなるが、それ以前から加入している場合は拠出可能

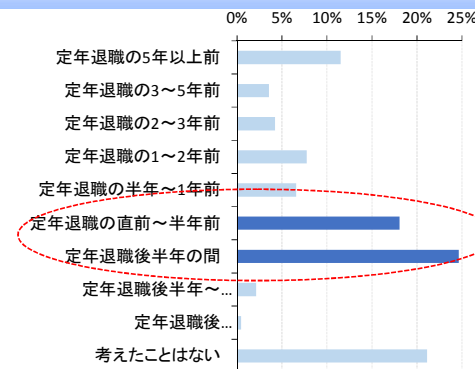
(出典)金融庁作成

退職金の金額を正確に知った時期



(出典)野村総研「定年退職および退職準備に関する調査」より、金融庁作成

退職金の運用検討時期



(出典)野村総研「定年退職および退職準備に関する調査」より、金融庁作成 13

5. 検討にあたっての指摘 ②資産の有効活用・取崩し

退職後は年金受給と資産の取崩し等によって生活を賄うこととなるが、単に取崩すのではなく、効果的に運用しながら取崩すことや、住宅資産の活用も含めて考えることが重要

資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービス

- ✓ 退職世代の資産運用を、それぞれの人生設計に応じてどのように行うべきかということについて十分な議論が行われていない。



- ✓ 年齢、家族構成、家計、市場動向等に応じたポートフォリオの組換えや取崩しを行う運用商品やサービスなど、様々な商品・サービスが存在する。
それらについて、それぞれにどのような特性があり、退職世代等のどのような属性の人に望ましい商品・サービスなのかという情報が「見える化」されるような環境整備を図ることが重要ではないか。

住み替えや住宅資産の有効活用

- ✓ 退職世代の中には、生まれ育った地域や、生活コストが安く、医療・介護サービス等が充実している郊外や地方都市などへ住み替える動きもみられる。
- ✓ 退職世代の保有する資産の約3分の2が住宅・宅地資産であり、リバースモーゲージの活用によって、住み替えの促進や、より豊かな老後につながる可能性があるが、金融機関による融資実績は一部を除き少ない状況。

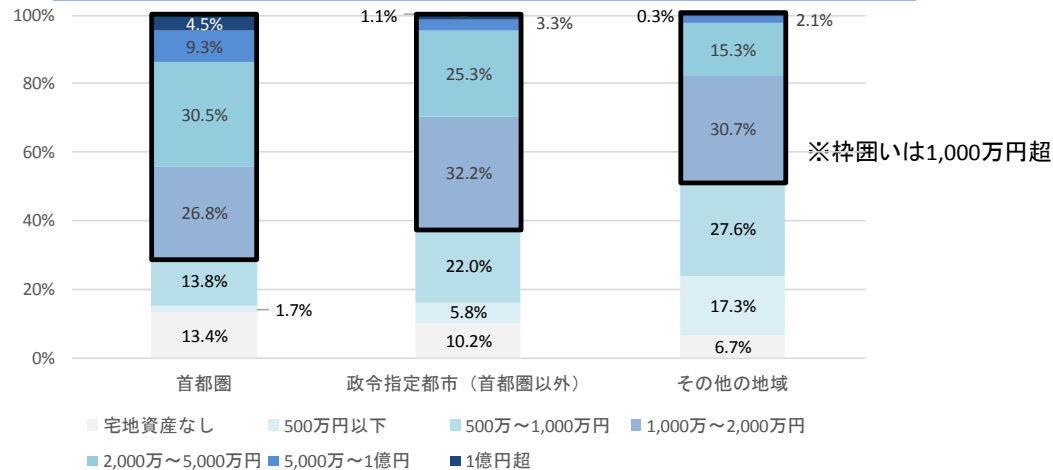


- ✓ 既存住宅の流通やリフォームに関する市場の活性化に向けた
 - ・公的保証による民間金融機関のバックアップなどによりリバースモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活関連資金を確保
 - ・良質な既存住宅の資産価値が適正に評価される等の環境整備といった取組みを進めることは、住宅資産を有効に利用できる環境整備という観点からも重要ではないか。

(参考)資産の有効活用・取崩し

- 退職世代等の保有する資産の約3分の2が住宅・宅地資産であるが、地域別に見ると、首都圏や政令指定都市以外であっても宅地資産の額が1000万円を超える世帯が半数近くを占める
- 住宅・宅地資産が老後の生活に有効活用されることが期待される中、リバースモーゲージの取扱金融機関は近年増加しているものの、依然として取扱件数は限られている

65歳以上夫婦二人世帯の地域区分ごとの宅地資産額の分布



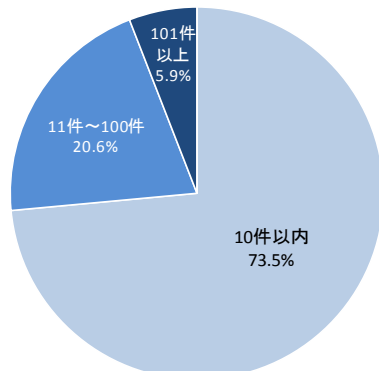
リバースモーゲージの
取扱い銀行数の推移

平成17年	(2行)
平成26年(4月末)	(15行)
平成28年(3月末)	(35行)
平成29年(3月末)	(43行)
平成29年(9月末)	(47行)

(出典)金融庁調べ

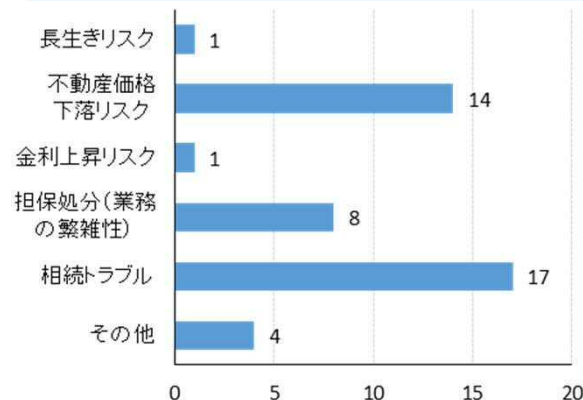
(注)首都圏は都内の23区及び市の全域、さいたま市、千葉市、市原市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、横浜市、川崎市
(出典)総務省「平成26年全国消費実態調査」の個票データより、金融庁作成

リバースモーゲージ融資実績



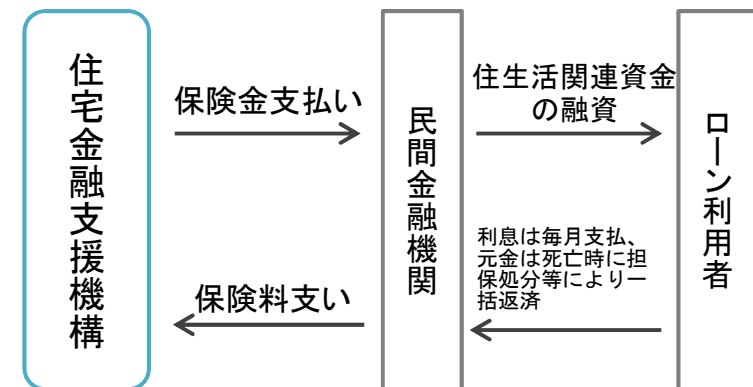
(注)リバースモーゲージ取扱銀行を対象としたアンケートより
2017年度までの累計融資実績別の銀行の割合
(出典)金融庁調べ

取扱金融機関が一番懸念するリスク



(注)リバースモーゲージ取扱銀行を対象としたアンケート (銀行数)
(出典)金融庁調べ

(※)住宅金融支援機構による融資保険制度の仕組み



(出典)国土交通省資料より金融庁作成

5. 検討にあたっての指摘 ③長生きへの備え、資産承継

退職世代について、予想以上に長生きした場合の備え、次世代への資産移転、事業承継に係るサービスの充実が重要

資産の円滑な世代間等の移転

- ✓ 年々、相続財産が増加しているが、高齢化の進展により老老相続となっており、現役世代に資金が回っていない。
- ✓ 相続税評価額の算出時に、不動産の時価に、一般的に時価より低いとされる路線価を用いていることなどにより有価証券より有利と考えられている。
- ✓ 英国では、夫婦間で相続が発生した場合、ISA口座で保有されている有価証券について、被相続人の非課税枠も含めて相続することを認めている



- ✓ 現役世代への資産移転を進めるための生前贈与の仕組みとして、教育資金贈与信託などの制度（時限措置）があるが、改善の余地がないか。
- ✓ 左記によって、不動産が金融資産よりも投資対象として選好されていることがないか等について研究を深め、資産選択に歪みが生じないことを目指すことが考えられるのではないか。
- ✓ 相続によって資産形成が途切れることのないよう、我が国でも同様の制度を検討することが考えられないか。

円滑な事業承継

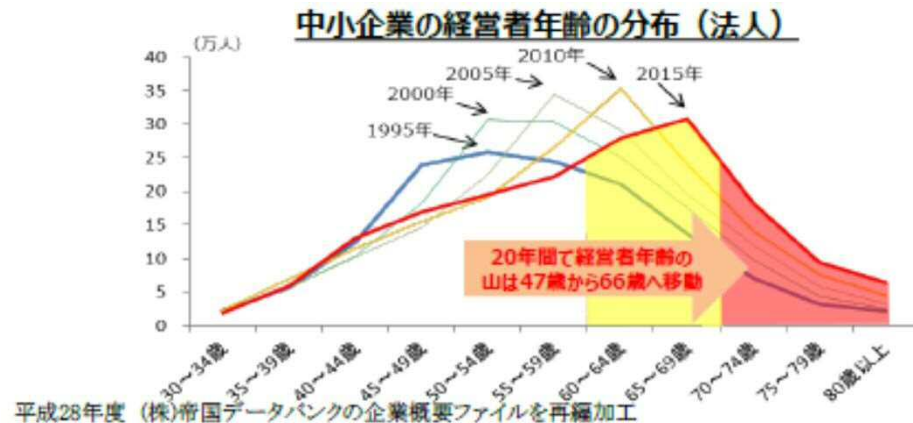
- ✓ 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題であり、事業承継において金融機関に期待されている役割は大きいと考えられる。



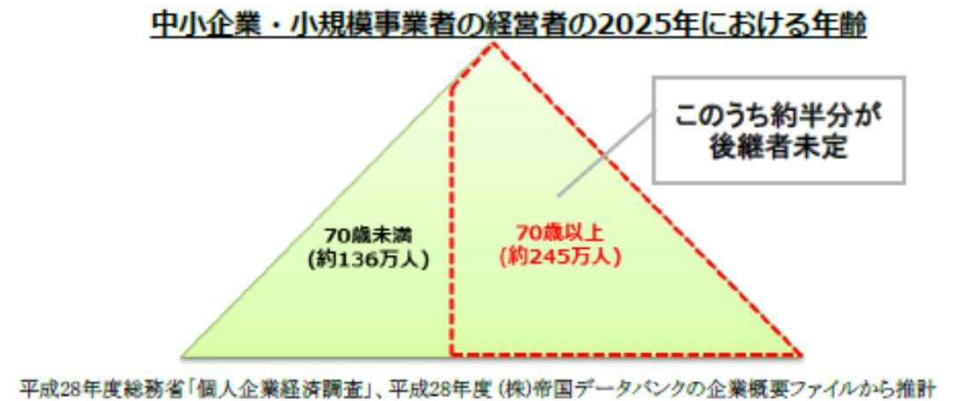
- ✓ 円滑な事業承継のため、地域の金融機関が提供するサービスを充実させることが考えられないか。

(参考)長生きへの備え、資産承継

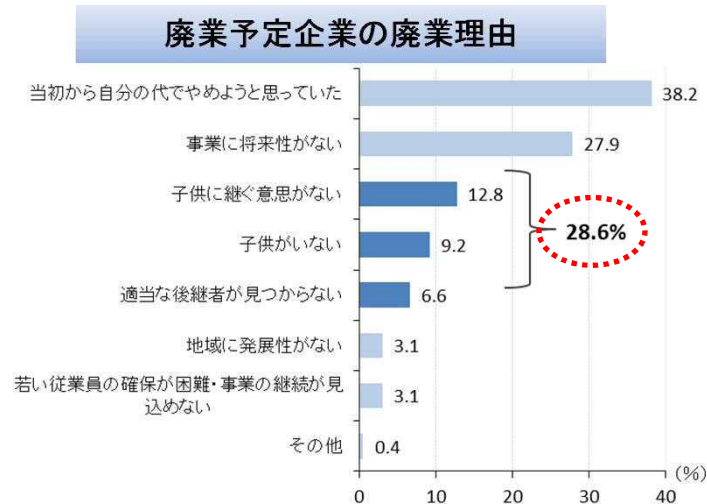
- 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題
- 事業承継において、後継者の決定や株式の整理・承継が課題とされている中、金融機関が一層の役割を発揮することが期待されるのではないかと



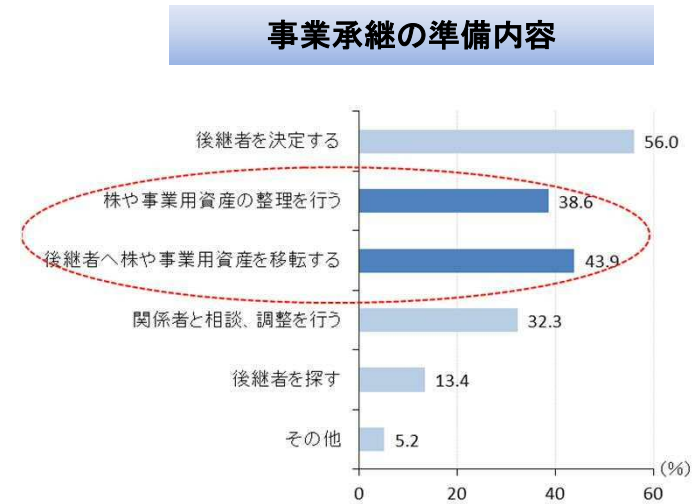
（出典）未来投資会議構造改革徹底推進会合資料（平成29年11月4日）より抜粋



（出典）未来投資会議構造改革徹底推進会合資料（平成29年11月4日）より抜粋



（出典）中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」より、金融庁作成



（出典）日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」より、金融庁作成

5. 検討にあたっての指摘 ④高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

高齢者が資産の有効活用を行うため、きめ細かな投資家保護の枠組み、高齢者の立場に立ちアドバイス等ができる担い手のあり方、成年後見人による資産管理等のあり方の検討が重要

フィナンシャル・ジェロントロジーの進展等を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護

- ✓ 現在の投資勧誘等のルールは、一定の年齢（75歳・80歳）を目安に、それ以上の高齢顧客に勧誘留意商品を販売するためには役席者の事前承認を必要とするなどの対応が求められている。



- ✓ 認知能力や判断能力に応じた対応など、よりきめ細かな投資家保護のあり方を検討することが考えられないか。
- ✓ リスクが高く、複雑な商品の提供を抑制する一方で、リスクが低く、簡素な商品については説明内容を軽減するなど、商品のリスクや複雑さに応じた対応をより徹底することが考えられないか。

高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手

- ✓ 高齢者の立場で、高齢者の多様な状況に応じた商品・サービスをアドバイスできる担い手が少ない。



- ✓ 高齢者の立場に立ってアドバイスできる担い手の充実を図ることが考えられないか。

成年後見人による資産管理等

- ✓ 成年被後見人の財産の後見人による不正引出しを防止するため、従来から取扱いのあった後見制度支援信託に加え、銀行でも導入できる仕組みについて本年3月に法務省、最高裁、金融庁、銀行等が報告書を取りまとめ。銀行等が新たな仕組みを導入するよう金融庁としても働きかけ。

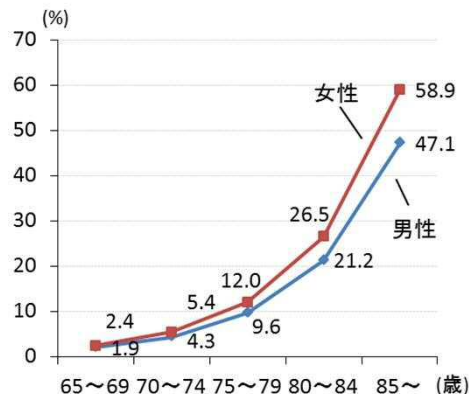


- ✓ 後見制度支援信託では、その資産管理において元本保証が求められているが、被後見人の生活水準の維持・向上のため、一定の要件の下、運用対象を広げることが考えられないか。

(参考)高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

- 75歳を超えると認知症有病率が上がるなどから、75歳以上を目安に有価証券の投資勧誘に係る手続き等を厳格化している
- 信託銀行等が既に取り組んでいる後見制度支援信託は、利用者が年々増加し、その残高も伸びているものの、資産管理における運用先が元本保証の商品に限定されている※
※米国では、1994年に制定されたプルードント・インベスター法により、信託財産の分散投資が受託者に義務付けられている

年齢階級別の認知症有病率(2012年時点)

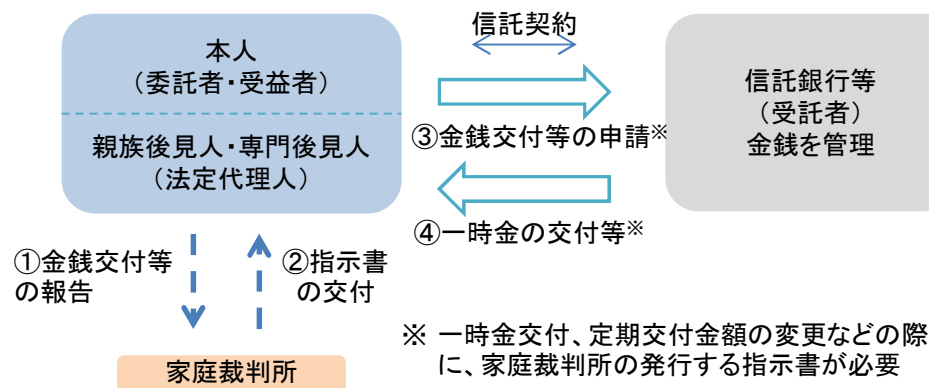


(出典)厚生労働省「日本における認知症の高齢者人口の将来設計に関する研究」より、金融庁作成

日本証券業協会の高齢顧客投資勧誘ガイドライン

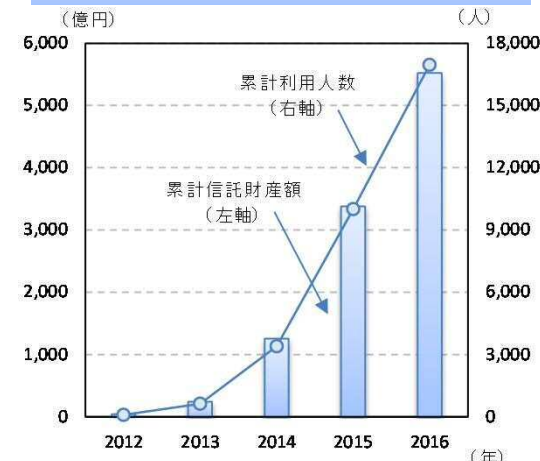
- ✓ 高齢顧客の定義
 - ・75歳以上(目安)の顧客
 - ※ 80歳以上(目安)の顧客に対してはより慎重な勧誘等
- ✓ 勧誘留意商品の選定
 - ・役席者の事前承認が必要な商品(勧誘留意商品)とそれ以外の商品の範囲を区分
 - ※ 国債、社債、公社債投資信託等は事前承認不要
- ✓ 80歳以上の高齢顧客への対応
 - ・担当営業員が勧誘留意商品の勧誘を行う場合、原則として翌日以降受注
 - ・受注は役席者が行う

後見制度支援信託の仕組み



(出典)家庭裁判所「後見制度において利用する信託の概要」より、金融庁作成

後見制度支援信託の利用状況



(出典)最高裁判所「後見制度支援信託の利用状況等について」より、金融庁作成

高齢社会における金融の目指すべき姿など

- 高齢社会における金融の目指すべき姿は、高齢者をはじめとする国民がそれぞれの状況に応じた適切な金融取引の選択を行うことができるような状態を実現することではないか。

また、それを通じて、

- ・預貯金偏重から資産形成(長期・分散・積立投資)への流れの推進
- ・長寿化の進展に応じた資産寿命の延伸
- ・「公助」から「自助」の流れに沿う金融環境の実現・提供
- ・個々の家計の資産配分の効率化を通じた、経済全体の資金循環の質の改善などを目指していくこととなるか。

- このような姿に向けて、金融庁や金融業界をはじめとする多様な主体による今後の様々な取組み(金融業界が取組むべき方向性等に関する原則の策定などを含む)について、市場ワーキンググループにおいて議論していただいてはどうか。